

福島県事業者向け省エネ対策推進事業実施にかかるQ&A

【補助事業全般に関すること】

Q1 この補助事業の目的は？

この補助事業の目的は、福島県内にある、自主的な省エネルギー活動に取り組む中小企業等（以下事業者という）を支援することです。

Q2 この補助事業の対象となる事業は？

この補助事業は、以下の3つのステップ全てを実施する事業です。

Step1

国又は県が無料で派遣する、若しくは斡旋する省エネアドバイザー（以下「省エネアドバイザー」という。）の診断（以下「省エネ診断」という。）を受け、効率的なエネルギー使用に関する助言を得る。

Step2

県へ補助金の交付を申請し、省エネ診断に基づいて設備の導入等更新を行う。

Step3

事業者は導入等の効果を従業員や地域に対して発信し、また「福島議定書」事業に参加及び「みんなでエコチャレンジ」事業に従業員が参加するよう、ちらしの配付・回収を通じて従業員の家庭での省エネ促進を図る。

【補助事業への応募に関すること】

Q3 補助事業への応募期限は？

福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金計画書を募集案内やホームページに記載する期限までに提出してください。

これら書類は、補助対象事業の決定のため必要となりますので、期限内の提出をお願いします。

なお、提出期限時点で、記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合には、申込を受け付けられない場合がありますので余裕を持ってお申し込みください。

【補助対象者に関すること】

Q4 「福島議定書」事業とは何か？

事業所・学校等が、二酸化炭素等排出削減について、知事と約束を交わし、排出削減に取り組むものです。

排出の削減状況や、工夫を凝らした活動を実践するなど、優秀な取組をした団体を表彰することとしています。

Q5 「みんなでエコチャレンジ」事業とは何か？

家庭部門における温室効果ガスの排出削減を図るため、前年度と今年度の電気使用量の比較など簡単な内容を応募はがきに記入して応募する事業です。事業所にて応募はがきを回収し、まとめて送付下さい。

応募いただいた世帯の中から抽選で賞品をプレゼントします。

Q6 「福島議定書」事業に参加しない場合は、補助事業の要望ができないのか？

事業実施年度を含む2年間、「福島議定書」事業への参加を、補助対象の要件としていますので、必ず参加してください。

Q7 本社が福島県外にある場合でも、補助対象者となれるのか？

省エネ設備等を導入する施設が県内にあれば、対象となります。

Q8 「事業を継続して安定的に実施できる見通しがあること」とは具体的にどういうことか？

事業実施主体においては、補助事業により導入した設備は、耐用年数が経過するまで、設備の効果を維持させる必要があることから、補助事業で取得した財産の管理を適正に行うことが求められます。（補助金交付要綱第17条）

従って、貸借対照表の内容等から総合的に、「事業を継続して安定的に実施できる見通しがあること」を判断します。

Q9 補助対象者は、会社法人のみか？個人事業主は対象とならないのか？

交付要綱第2条第2号に規定する中小企業等に該当する個人、及び交付要綱第3条に規定する補助金の交付対象者に該当する事業主は対象となります。

ただし要綱第3条第2項の各号のいずれかに該当する場合は交付対象者から除きます。

Q10 建物の所有者と省エネ設備を導入したい設備の所有者が異なる場合（建物の所有者は法人、設備の所有者は代表取締役等の場合）補助の対象となるのか。

補助の対象とはなりません。

建物及び設備の両方を所有していることが補助の条件です。（交付要綱第3条）

【補助対象事業に関すること】**Q11 補助対象となる省エネ設備は？**

次に掲げる設備（以下「省エネ設備」という。）をいう。

ただし、ア、イについては、エネルギー消費効率が、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第78条に基づき定められたエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準に掲げる目標基準値以上であるものとし、この基準の対象とならない機器については、現在使用している設備と比較して年平均1パーセント以上の省エネ性能の向上が確認できるものとします。

また、ウについては、エネルギー使用状況を監視・計測し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調や照明設備などの接続機器の制御やデマンドピークを抑制するビル・エネルギー管理システム（以下「BEMS」という。）とします。

- ア 高効率照明（既存設備の更新に限る）
- イ 空調設備（既存設備の更新、かつ、高効率照明又はBEMSとの併設に限る）
- ウ BEMS

Q12 省エネ診断の手配はどのようにするのか。

募集案内に、国又は県が無料で派遣（若しくは斡旋）する省エネアドバイザーの診断の申込先を記載しておりますので、直接申込みを行い、省エネ診断を受けてください。

なお、国又は県が実施した省エネ診断を、平成30年4月1日以降、既に受けている場合は、前述の省エネ診断を受けているものとみなします。

事業者が、国又は県が実施した省エネ診断以外の省エネ診断を自ら手配して実施したとしても、県の派遣若しくは斡旋する省エネ診断を受けていただくことになります。

Q13 平成30年度に一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ無料診断を受けているが平成31年度も省エネ診断を受けなければならないのか。

一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ無料診断は、国又は県が無料で派遣（若しくは斡旋）する省エネ診断となりますので、改めて受ける必要はありません。

Q14 省エネアドバイザーの診断を受ける期間は定まっているのか。

平成30年4月1日～計画書募集締切までに受診した省エネ診断を対象とします。

Q15 補助率は？

補助対象経費（消費税及び、地方消費税は補助対象経費としません）から寄附金その他の収入の額を控除した額の1／3以内、一の事業者の補助金額の上限は800千円とします。

ただし、BEMS併設の場合は、上限は1,000千円になります。

また、事業者が、地球温暖化対策推進法に定める地方公共団体実行計画(区域施策編)策定市町村等に立地する場合は、1／2以内、上限1,000千円となります。

また、計画書（交付要綱 様式第1号）提出時に記入した総事業費・補助金申請額の範囲内で補助金額を決定します。補助金交付申請書（交付要綱 様式第2号）提出時に総事業費が増額する場合であっても補助金額は計画書（交付要綱 様式第1号）申請額までとなりますので御注意ください。

Q16 地球温暖化対策推進法に定める地方公共団体実行計画(区域施策編)策定市町村とはどこをいうのか。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第19条第2項若しくは第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定済みの市町村又は本

事業実施年度に策定予定の市町村をいいます。

該当する市町村は、福島県環境共生課ホームページ等でお知らせします。

Q17 交付要綱別表第3「地球温暖化対策推進法に定める地方公共団体実行計画(区域施策編)策定市町村等に立地する」とは申請者の所在地を指すのか、それとも、補助対象施設の所在地を指すのか。

補助対象施設の所在地を指します。補助対象施設の所在地は不動産登記で確認します。

Q18 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか？

補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。

事業の実施に当たっては、交付決定後に事業に着手してください。

Q19 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

設備設置等を行う施工者への発注をもって、着手とします。

Q20 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

設備設置等を行う施工者への支払い完了をもって、完了とします。

なお、原則、事業の完了は、11月末までになるよう計画してください。

Q21 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか？

他の補助金給付を受けた場合には、補助の対象となりません。

Q22 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

対象外です。

中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象としていません。

Q23 新築又は増築する場合に補助対象となるか？

新築又は増築する施設に導入する設備は、補助対象となりません。

この事業は、これまでのエネルギー使用状況と比較し、省エネが推進されたことを普及啓発することが主目的となりますので、これまでの状況と比較することのできない新築・増築については対象となりません。

Q24 リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

補助対象となりません。

Q25 施設を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

補助対象となりません。

設備を適正に管理するため、事業実施主体は、施設の所有者とします。

【事務手続きに関すること】

Q26 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？

補助金の交付対象者の指定に当たっては、計画書等により、(場合によっては、現地調査を実施)事業内容が補助事業の採択方針及び採択基準に合致するのかを、審査し予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q27 導入した設備は何年使用しなければならないのか。途中で故障した場合は廃棄できないのか？

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

また、知事が定める期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（補助金交付要綱第17条）

当該財産について、移転、更新又は主要機能の変更を伴う、改修等を実施する場合には、知事に届け出してください。（実施要領第10）

また、天災その他の災害を受けたときは、災害報告書を作成し、知事に提出してください。
(実施要領第11)

Q28 申請者は、今回申請する施設で実施している事業のみならず他の事業も行っています。申込書の「4 経営状況表」には全ての事業に関して記載するのか？

または、補助対象となる事業のみに関して記載するのか？

経営状況表は、施設に設備を設置する事業者の経営状況を確認したいので、全ての事業に関して記載してください。

Q29 申請者は、新規に設立したばかりで一度も決算を行ったことがなく、経営状況表（資産に関する調書）の記載や添付書類（貸借対照表や損益計算書）を添付できない。補助金の対象となるか。

添付書類として直前3期分の貸借対照表及び損益計算書が必要となるため、3年以上の経営実績がないと補助金の対象とはなりません。

Q30 自社は、従業員30名の中小企業だが、株主は大企業のみである。補助金を申し込むか。

「大企業又はみなし大企業は交付対象者から除く」こととなりますので申込はできません。
(交付要綱第3条)